

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・10月の診療予定

整形外科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 水曜日・金曜日（午前、午後診察いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前	月曜日から金曜日（午前11時までの受付） （なお、月曜日は午前10時から診察）
消化器内科	午前 午後	水曜日（午前11時までの受付） （再診のみ、完全予約制） 月曜日と6日（木）・27日（木）
呼吸器内科	午前 午後	金曜日（午前11時までの受付） 木曜日
神経内科	午前	14日（金）・28日（金）
総合診療（外科）	午前	火曜日から木曜日
外科	午前	14日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 木曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日（初診は完全予約制）
産婦人科	午前 午後	17日（月）・18日（火）・24日（月）・25日（火） 17日（月）・24日（月）
耳鼻咽喉科	午前 午後	4日（火）・5日（水）・13日（水）・18日（火）・19日（水）・27日（木） （午前11時までの受付） 12日（水）・26日（水）
眼科	午前 午後	6日（木）・20日（木） （予約以外の初診受付午前11時まで） 5日（水）・19日（水）・26日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみに対応いたします。
皮膚科	午前	火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

令和4年度インフルエンザワクチン予防接種について

◎電話受付による完全予約制です。

◎ワクチンは数に限りがありますので、予めご了承ください。

●高齢者及び一般の方

1. 予約受付期間：10月3日（月）から予約予定人数到達まで
2. 予約受付時間：月～金曜日 13時～15時
3. 予約方法：接種希望日の2日前（土日祝を除く）までに北海道立江差病院へ電話で予約をしてください。
4. 接種期間：11月1日（火）から
5. 接種時間：当日は、必ず受付をしてください。

- ① 定期通院時に接種される方：受診予約している時間に診療科で問診、接種
- ② ワクチン接種のみの方：火～木曜日の9時～11時までに受付。外科外来で問診、接種

●小児科

1. 予約受付期間：10月3日（月）～10月28日（金）まで
※10月28日（金）以降は受付できません。
2. 予約受付時間：月～金曜日 14時～15時30分
3. 接種期間：1回目 11月1日（火）～11月21日（月）の間
2回目 11月22日（火）～12月12日（月）の間
※原則1回目接種後3週間の間隔で2回目接種を行います。
4. 接種時間
 - ① 受付時間：月～金曜日 16時～16時15分
 - ② 接種時間：月～金曜日 16時～16時45分
 ※小児科の予約キャンセルは、接種日当日の15時までに、必ず連絡するようお願いします。

新任医師紹介

前任地：函館後北病院総合診療科
江差の印象：風が強い、海が近い（釣りに行き放題！）
専門及び関心ある領域：総合診療、家庭医療、在宅医療、緩和医療
趣味：釣り、馬
特技：高校・大学で硬式野球

総合診療内科 藤本 誠也 医師

患者さんへの一言

奈良県出身で大学卒業後に北海道に来ました。勤医協に所属して札幌と函館で研修を積んできました。江差にも勤医協江差診療所の手伝いで何度か来たことがあります。かかりつけ医としての役割を果たし、患者さんやその家族に寄り添った医療を心がけています。地域の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、何か悩みやお困りのことがあればお気軽にご相談ください。



身には覚えのない債権者や裁判所から手紙が届いたら、知らない名前の会社から請求書や督促状が届いたら、架空請求だと思って、放置していませんか。

もちろん架空請求の場合もあります。A社という消費者金融から借金をしたとしても、その債権が違う会社に移ったり、途中で社名が変わることも少なくありません。身に覚えのない会社からの手紙だと思っても、実はA社からの取立てということもあるのです。それを放置すると遅延損害金など債務額がどんどん膨らんでいきます。そして最終的には預貯金や給料を差し押えられる可能性もあります。

不安な方は、まずは法テラスにご相談ください。送付先の会社にご相談する前に、法テラスにご相談いただくと、傷が深くない時点での解決ができるかもしれません。また、裁判所から送られてくる手紙にも気をつけてください。裁判所からの手紙は、

「訴状」が届いた場合には、ご自身の言い分を「答弁書」の形で書面提出するように求められます。相手方の言い分が間違っているのであれば、訴訟で主張することになります。もし、裁判に出席せず、そのまま放置すると欠席裁判となり、多くの場合、相手方の言い分がそのまま認められる判決が下されます。届いた書類について、分からないことや気になることがあれば、法テラスにご相談ください。

（法テラス江差 弁護士 南七重）

050-3383-5563
までお願いいたします。



法テラス江差通信

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所
TEL 050-3383-5563

（第150号）